

令和8年度シティネット事業におけるSDGs推進業務委託

業務説明資料

1 件名

令和8年度シティネット事業におけるSDGs推進業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

3 履行場所

横浜市内、シティネット会員都市等

4 業務背景

シティネット（アジア太平洋都市間ネットワーク）は、アジア太平洋地域の都市問題の改善・解決を目指し、1987年に設立された非営利の国際組織である。153会員（102都市、49団体、2企業。2026年2月現在。詳細は、資料1：シティネット会員一覧参照。）が加盟し、会員が持つ技術や経験、情報を交換してよりよい都市づくりに取り組んでいる。

横浜市は、シティネットの初代会長都市に就任し、1992年から2013年まで本市に設置されていたシティネット事務局の運営を支援してきた。2013年にシティネット事務局が本市からソウル特別市に移転したのを契機に、国際協力事業を担う組織としてシティネット横浜プロジェクトオフィス（以下「CYO」という。）が新設され、シティネット加盟都市や団体を対象に、国際協力事業を展開している。本市は、CYOと協力・連携して本市及び日本の持つ知見や技術を共有することで、会員が抱えている都市問題の解決に貢献している。

シティネットでは、都市のあらゆるステークホルダーを繋げ、アジア太平洋地域の都市が直面する都市問題に具体的なソリューションを提供することを目的とし、「防災」、「SDGs」及び「気候変動」の3つの分科会に分かれて活動している。本市は、2022年まで防災分科会の議長都市として、CYOとともに防災分野を中心に地域防災や防災教育、環境（環境教育やごみ問題）等の事業を多く実施してきた。2023年からはSDGs分科会の議長都市に就任し、同年以降本市が開催した国際会議アジア・スマートシティ会議（Asia Smart City Conference）（※）において、シティネットSDGs分科会セミナーを同時開催し、会員都市へSDGsに関する知見の共有を図るなど、同じくSDGs分科会議長都市であるソウル特別市及びクアラルンプール市と連携して、また、シティネット事務局や国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）等とも協力して、SDGs達成に向けた活動を中心に取組を進めている。

（※）同会議は2026年開催から、「アジア太平洋循環型都市フォーラム（Asia Pacific Circular City Forum）」（以下、「APCC-Forum」という。）に名称が変更となる。

また、本市では、2027年に横浜で開催する国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」及び「第9回アジア・太平洋都市フォーラム（9th Asia Pacific Urban Forum）」に向けて、シティネットをはじめとする国際機関等とのネットワークを活用し、国際会議等への登壇やワークショップの共同開催など本市イニシアティブの発信機会を獲得することで、アジアのサーキュラー分野における先駆者と

しての地位向上を図るとともに、アジアの都市や国際機関との連携を一層強化するための取組を推進している。加えて、本市と CYO は、持続的な都市開発や脱炭素などに関する技術・ノウハウあるいは国や国際機関等の支援策も活用しながら、アジア太平洋地域の都市における持続可能なグリーン社会の実現を目指して、国際協力事業を推進している。

5 業務目的

本業務は、本市がシティネットの名誉会長都市として、また、SDGs 分科会の議長都市として、CYO と協力・連携して行うシティネット事業を効率的・効果的に推進し、シティネット会員都市の都市課題解決に向けた国際協力活動を推進することを目的とする。本業務を通じ、会員都市とのネットワークを活用・強化し、アジア太平洋地域における SDGs ・脱炭素の取組の推進につなげていく。

6 業務内容

(1) シティネット会員都市の SDGs 達成に向けた取組支援

シティネット会員都市におけるサーキュラーエコノミーの推進に資する取組を行う。具体的には、以下に挙げる項目に留意し、実施に向けたアクションプランを策定し、実現性の高いプランについて会員都市に対して説明を行う。

ア ニーズの発掘

本市の循環型の都市づくりに関する知見や、市内企業の環境技術などを生かした協力が可能と考えられる会員都市を 5 件以上抽出し、ヒアリング等により、各都市のニーズについて詳細な情報収集・分析を行うこと。

会員都市に効果的に照会するために、シティネット事務局が提供するウェビナー等の機会を積極的に活用すること。

イ 実施内容・実施体制の検討

アで抽出した会員都市のニーズについて、技術協力プログラムとしての実施内容・実施体制を検討する。検討に当たっては、会員都市自身が主体となって実施する可能性や、会員都市と連携実績を有する大学やNPO法人等が、横浜市やCYOと連携しつつプログラムの実施主体となって取り組む可能性を検討するなど、プログラムの実施が横浜市やCYOによる支援に頼ることなく自律的に行われるための方策を検討する。

ウ 各種助成金等の活用の検討

プログラムの実施に要する費用に関して、現実的に利用出来る国内外の助成制度等を精査し、実現性の高いものを提案すること。なお、実施主体となる団体等によって利用できる助成制度等が異なることから、イに挙げる実施内容や体制と併せ、一体的な形で検討されることが望ましい。

エ アクションプランの作成

プログラムの実施に当たっては、実施内容や実施体制、助成金制度等の活用などについて、関係者の合意形成や調整が必要となる。プログラムの実施に向けた関係者の行動を促進するためのツールとしてアクションプランを作成する。

オ 会員都市への説明

実現性の高いアクションプランについて、会員都市に説明する。この際、プログラムの実施によって、会員都市におけるサーキュラーエコノミーが推進されるという成果が達成されるためには、会員都市の主体的な関わりが得られることが極めて重要であることに十分留意する。

カ 専門人材の活用

シティネット会員都市向けの技術協力や研修プログラムの経験等を豊富にもつ専門人材をアドバイザーとして活用するなど、実現性を高めるための工夫を提案すること。

(2) 横浜市の取組に関する広報活動の支援

令和7年度に作成した本市のVLR第2弾をはじめ、本市のSDGsに関する取組などについて、国際会議等を活用して発信を行い、広くシティネット会員都市へ認知されることを目指す。

令和8年度においては以下に挙げる広報ツールの作成を予定している。

ア VLR第2弾に係るPRツール

本市のVLR第2弾の内容についてまとめた汎用性の高いプレゼン資料及びチラシを想定。作成にあたり必要なデータや写真等で、委託者が提供可能なものは提供を行うが、構成やデザインについては受託者が主体的に提案することとし、チラシ等の印刷に係る費用は受託業務の費用に含めること。

イ SDGsに関する取組に係るPRツール

本市のSDGsや国際協力等に関する取組について紹介するビデオ（2本、3～5分程度／本）を想定。紹介する取組については、横浜市やCYOと協議して決定すること。

制作にあたっては、委託者が提供するデータや写真等を活用してシナリオや構成案を作成し、既存のデータや写真等に加えて、必要な写真や動画の撮影や編集等の一切を行うこと。なお、英語版（＝海外向け）を制作することを基本とするが、必要に応じて日本語版の制作にも対応すること。

ウ 活動の進捗状況等を含むニュースレター

シティネット会員への情報共有を目的とした、活動の進捗状況等を含むニュースレター案（英語版）を作成すること（年3～4回）。また、市民向けの広報を目的として、日本語版のニュースレター案についても作成すること。作成にあたっては、国内外への波及と本市のリーダーシップによる取組実施を効果的にPRすることを十分に意識すること。

(3) シティネットSDGs分科会セミナーの開催

シティネット会員都市へのSDGsに関わる知見の共有及び会員のネットワーキングを主な目的として、シティネットSDGs分科会セミナーを企画及び開催する。なお、同セミナーは、本市が主催するAPCC-Forum（2026年9月開催予定）の機会を活用して開催することなどを想定しており、会場・備品の手配及び通訳手配については本業務外とする。業務遂行に当たっては、以下の点に留意すること。

ア セミナーの企画検討に当たっては、これまでに実施のセミナーに係るアンケート結果も踏まえつつ、分科会活動推進に資する効果的・効率的なプログラム実施を目指すこと。また、他の

分科会セミナーとも同時開催を検討し、分科会議長・副議長及び会員、シティネット事務局、
(1)ーカにある専門人材などと連携すること。

イ セミナーのテーマ等については委託者等と協議の上決定すること。

ウ 関連する協議に参加するとともに、議事録作成等を実施する。必要に応じて、事後のフォローアップや情報収集を行うこと。

エ 本市のSDGs関連の取組紹介とシティネット事業の活動内容を含むプレゼンテーション資料を委託者と協議の上作成すること。

オ 開催方法は、横浜市での対面開催を基本としつつ、対面とオンラインのハイブリッド開催など、効果的な方法を検討すること。

また、シティネット関係者及びAPCC-Forumの事務局等との間で事前に参加者・招聘者情報を共有し、シティネット会員都市やSDGsや防災・循環型経済との関連性が深い関係者をあらかじめ特定すること。対象者には、分科会セミナーへの事前案内や誘導を行い、個別に参加を呼び掛けること。

カ 上記以外に、セミナー実施に関し以下について対応すること

- ・シティネット関係者及びAPCC-Forumの運営事業者等との連絡窓口、調整
- ・会場レイアウトを含むセミナーのシナリオの作成
- ・APCC-Forum事務局と連携しての登壇者の発表資料の収集及び、各発表資料に関連した質問案の作成
- ・集合写真等に使用する横断幕の作成
- ・Web会議を含む会議運営、議事録作成
- ・役割分担表の作成
- ・役割分担表に沿ったセミナー運営の人員の配置、受付、登壇者の誘導、写真撮影等の実施

キ セミナーのほか、シティネット会員都市や事務局とのネットワーキングに資する取組や個別のサイドミーティング、視察等を企画・実施すること。実施にあたっては、事前に受託者から企画内容を提案し、委託者と協議の上決定すること。

(4) 活動実績をまとめた報告書の作成

本市のシティネット事業に係る令和8年度活動実績についての年次報告書（以下、「年次報告書」という。）を作成すること。年次報告書は横浜市のSDGs分科会議長都市としての活動が他のシティネット会員へ最大限PRされるよう工夫すること。なお、写真やグラフ等の画像のみを掲載するページも含めて、約20頁とすること。

ア 年次報告書の印刷・製本

印刷部数：日本語版（50部）、英語版（50部）

製本形式：A4サイズ、マット加工、カラー印刷、中綴じ

7 業務体制及び実施上の留意点について

(1) 実施体制・要員

本業務の実施においては、以下の点に留意することとする。

ア 受託者は、委託者の監督職員の指示の下で、CYO と緊密に連絡・調整を行いながら、業務を遂行すること。

イ 受託者は、本業務の実施に当たり、海外での関連業務経験を十分に有する者を 3 名以上配置することとし、業務履行中の変更は原則認めない。うち一人が統括を担い、その他の者と十分な情報共有を行って業務に当たること。少なくとも 1 名は、海外都市における SDGs の達成、低・脱炭素化や都市課題の解決の支援に関連する業務経験を十分に有する者を配置することとする。配置される者は、JICA の業務従事者の格付の 4 号以上の者とする（JICA「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン 2023 年 10 月（2025 年 12 月追記版）」※を参照）。

また、会員都市・連携都市等の現地との連絡調整等の海外との業務を円滑に遂行できるように、受託者の海外拠点をはじめとする受託者の持つ海外ネットワークや現地人材等を有効に活用し、国内外の関係者との調整や情報収集を円滑に行えるよう体制を構築すること。

※ JICA「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン 2023 年 10 月（2025 年 12 月追記版）」については以下の JICA ホームページを参照すること。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

ウ 受託者は、本市の監督員及び CYO 職員と綿密に連絡できる体制をとることとし、最低 2 週に 1 回は対面またはオンラインでの打合せを設けることを基本とするが、業務の状況等に応じて打合せの頻度は柔軟に対応すること。

エ 受託者は、業務の進捗状況について、適宜メール、文書等で委託者へ報告すること。報告の様式は、別途協議することとする。

(2) 言語

シティネット事務局との連絡・調整、会議等での使用言語は英語を基本とする。シティネット会員都市等との連絡・調整、会議等では、英語だけでなく必要に応じて現地語での対応が可能な体制を構築すること。

8 各種資料の提出

(1) 業務計画書

契約締結後 14 日以内に、業務計画書（年間計画及び執行体制表を含む）を委託者へ提出すること。これらは、受託者及び委託者が協議の上策定することとする。業務計画書を変更する必要がある場合は、事前に委託者と協議の上、更新版を提出すること。

(2) 業務完了報告書案及び年次報告書案

履行期限の 10 日前までに、下記に記載の各報告書案を作成し、委託者へ提出すること。

9 成果物及び納入先

業務完了報告書を作成する。また、本業務委託において収集・作成した資料等の一式を関連資料としてまとめる。なお、本契約に係る成果物の著作権等の権利については、全て委託者に帰属するものとする。

(1) 業務完了報告書 日本語 5 部

- (2) 報告書及び本業務で作成した各種資料、映像、画像、写真データの一式を、PDF 形式に加え、編集可能な形式のファイルも併せて、DVD-R に記録して納入すること。
- (3) 資料等に用いた素材、写真データ等の使用承諾書原本一式
- (4) 納入場所
横浜市国際局グローバルネットワーク推進課
(横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 30 階)
- (5) 納入期限
令和 9 年 3 月 26 日(金)まで

10 特記事項

- (1) 受託者はこの委託業務を、本委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項などの関係法令等に基づき実施すること。
- (2) 本業務の遂行にあたって、本市と協議し、その主旨を十分理解のうえ臨むこと。本市担当職員の指示に基づき、業務目的を十分達成するよう、協議・検討を行うこと。
- (3) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、横浜市中企業振興基本条例の趣旨を理解した上で、横浜市内中小企業の活用に努めること。
- (5) 本業務を遂行するにあたり、常に総括責任者を配置すること。
- (6) 本業務委託で作成した資料・制作物・成果品等に係る著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む。）はすべて市に帰属するものとする。受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない
- (7) 委託契約約款に規定がない著作者人格権や肖像権については、すべて受託者の責任において適正な権利手続を経たうえでの対応を行うこと。
- (8) 生成 AI の利用については、①個人情報および利用者入力情報が学習利用される設定での使用、②対外的に公開する成果物への使用のいずれも認めない。
- (9) 提案内容の仕様書への反映等について、市と受託者との間で協議を行い、仕様書の内容を調整の上、契約を締結するものとする。
- (10) 本委託業務の作業内容に疑義のある場合や本仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、あらかじめ本市と協議の上、その指示又は承認を受けること。
- (11) 受託者は、本委託業務で知り得た情報を本委託業務以外で使用しないこと。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。